

大阪21世紀の環境総合計画

～循環型社会をめざした環境都市づくり～

《概要版》

大阪府



大阪府知事 太田房江

ごあいさつ

大阪の環境は、自動車による大気汚染や河川等の水質汚濁といったこれまでの課題に加え、地球温暖化や有害化学物質問題などへの対応も大きな課題となるなど多様化・複雑化しています。このような環境問題の多くは、私たちの日常生活や事業活動に寄るところが大きく、その解決には行政はもとより、府民、事業者等の各主体がそれぞれの役割を認識し、パートナーシップをもって日頃より環境配慮に自主的かつ積極的に取り組んでいくことが必要です。

このため、この度策定しました「大阪 21 世紀の環境総合計画」に基づき、これら環境問題の解決とともに、循環型社会をめざした魅力ある環境都市づくりに全力をあげてまいります。また、計画の推進に際して、府民のみなさまのより一層のご指導、ご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

21 世紀の第 1 ステージ（～ 2025 年）

循環型社会をめざして

府民参加型のエコビジョンを提案します！

府民、事業者、環境 NGO・NPO、行政みんなで取り組む基本的な方向を示す環境計画として、「大阪 21 世紀の環境総合計画」を提案します。

計画の期間

21 世紀の第 1 四半期（概ね 2025 年）を見通しつつ、2010（平成 22）年度までの計画です。

計画の理念（方向性）

地球環境問題や有害化学物質問題、自動車公害など 21 世紀に残すことになった環境上の「負の遺産」の解決に向けて取り組みます。

持続的な発展が可能な社会にするため、「循環型の社会づくり」をめざします。

環境に配慮したライフスタイルや事業活動に変革していく取り組みを行います。

府民、事業者、環境 NGO・NPO そして行政がパートナーシップをもって環境保全に取り組めます。

府は環境配慮に率先して行動し、施策の隅々まで環境配慮を優先します。

みんながそれぞれの役割に応じて、

ともに取り組んでいくことが大切です！

各主体の基本的な役割

府 民

自らも日常活動において環境への負荷を増大させていることを認識し、豊かさや利便性を優先する価値観を見直す必要があります。あらゆる世代の人々が性別や職業などにかかわらず相互に触発しあい、自動車への依存や大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを改め、環境をよくする行動に自発的・積極的に取り組むことが重要です。

事業者

経済社会活動の中で大きな位置を占め、これまでも環境に大きな負荷を与えてきたことを自覚し、より一層環境負荷の低減に取り組むことが必要です。

また、資源やエネルギーの浪費を避け、廃棄物の減量化・リサイクルなど環境への負荷を総合的に低減するよう配慮するとともに、「拡大生産者責任」の考え方にたった製品づくりを行うことが必要です。さらに、自ら積極的に環境マネジメントシステムの導入やグリーン購入などに取り組んだり、地域の環境保全活動や職員の意識向上に努めることも重要です。

NGO・NPO

環境NGO・NPOなどの民間団体が幅広い環境保全活動に自主的・積極的に取り組み、大きな成果を挙げており、今後ともその役割は重要です。多くの府民や事業者に対し、幅広い環境保全の実践活動につなげる啓発者、情報を伝える伝達者・仲介者、協力関係を築く促進者として重要な役割が期待されます。

市町村

地域の実情をもとに身近な環境の保全と創造の施策を各主体と連携しながら総合的に推進することが重要です。

また、自らの率先した取り組みと職員の意識向上に努めることも重要です。

大阪府

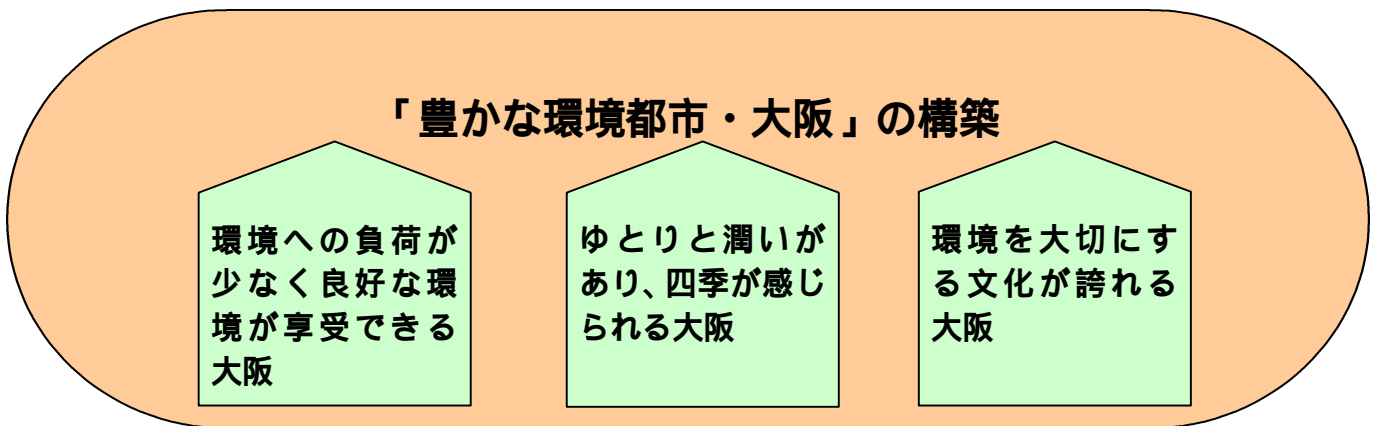
豊かな環境都市・大阪の構築に向け、すべての主体の積極的な参加と協働のもと、これまでの環境施策に加え環境保全の仕組みづくりなど、効果的な施策を実施します。

また、環境教育・環境学習を推進するとともに、府民や環境NGO等の自発的な取り組みの促進や活動の場づくり、その他必要な支援を行います。さらに、広域的な施策の展開や府自らの率先実行、職員の意識向上に努めます。

大阪府は4つの基本方向で環境を良くします！

この計画は、「豊かな環境都市・大阪」の構築を図ることを目標とし、概ね2025年における大阪の望ましい3つの環境像及びその実現のための4つの基本方向などを掲げた長期ビジョンの部分と2010（平成22）年度までの短・中期の具体的な目標や取り組みを掲げた基本計画の部分で構成しています。

長期ビジョン



4つの基本方向

持続的発展が可能な循環を基調とする元気な社会の実現

「循環」

環境への負荷が少ない健康的で安心なくらしの確保

「健康」

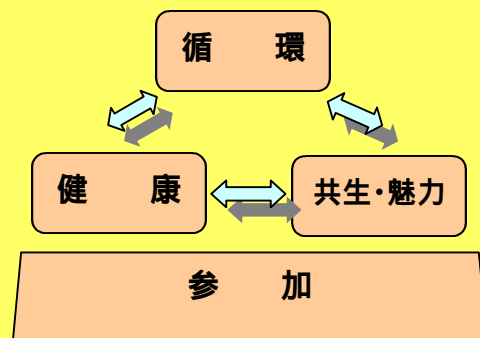
豊かな自然との共生や文化が実感できる魅力ある地域の実現

「共生・魅力」

すべての主体が積極的に参加し行動する社会の実現

「参加」

豊かな環境都市・大阪の実現に向け、すべての主体が「参加」することを基礎として、「循環」、「健康」、「共生・魅力」で掲げる取り組みを相互に連携させて実行していかなければなりません。



基本計画

（2010年度までの施策展開の基本方向）

4つの基本方向別に 26 項目の分野で施策を展開します！

基本計画における施策の区分

循環

廃棄物の減量化・リサイクルの推進

水循環の再生

環境に配慮したエネルギー利用の促進

地球環境保全に資する取り組み

ヒートアイランド対策

健康

自動車公害の防止

廃棄物の適正処理

大気環境の保全

水環境の保全

地盤環境の保全

騒音・振動の防止

有害化学物質による
環境リスクの低減・管理

環境保健対策及び公害紛争処理

共生・魅力

生物多様性の確保

自然環境の保全・回復・創出

自然とのふれあいの場の活用

潤いとやすらぎのある
都市空間の形成・活用

美しい景観の形成

歴史的文化的環境の形成

参加

環境配慮のための仕組みづくり

パートナーシップによる
環境保全活動の促進

環境教育・環境学習の推進

総合的な環境情報システム
の整備・環境情報の提供

環境監視及び調査研究

事業活動における環境への配慮

経済的手法等による環境負荷の低減

国際協力の推進

総合的な視野にたって施策の重点化を図ります

この計画に掲げた施策分野のうち、長期的な取り組みが必要な主要課題等を考慮し、大阪府では当面、次の施策を重点分野として取り組みます。

循環

循環型社会の構築には、資源循環に向けた取り組みが重要です。

1 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

(目標) 廃棄物の最終処分量を 2010 (平成 22) 年度までに概ね半減させます。

一般廃棄物 102 万ト (平成 9 年度) 56 万ト
産業廃棄物 232 万ト (平成 9 年度) 100 万ト

(取り組み方向) 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用 (3R) を推進します。

「大阪エコエリア構想」の推進

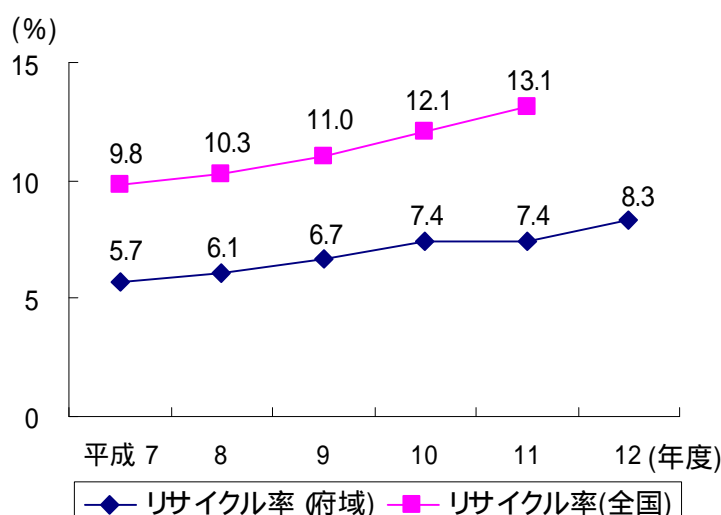
大阪都市圏における循環型社会形成に向けた広域的なシステムづくりと、環境関連産業の振興による大阪の活性化のため、廃棄物最終処分場の跡地等を活用して、民間事業者を主体としたリサイクル施設等の整備や森林、ピオトープ等の自然とふれあう場の創造などを目的とする「大阪エコエリア構想」を策定・推進します。

条例の制定

循環型社会の形成を図り、大阪を魅力あるきれいな環境都市とするための条例の制定をめざします。

「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」に基づく実践活動の推進

府域及び全国の一般廃棄物リサイクル率の推移



2 地球環境保全に資する取り組み

(目標) 京都議定書の批准・発効に向けて、CO₂ など温室効果ガスを 1990 (平成 2) 年度レベルから 2010 (平成 22) 年度までに 9% 削減させます。

57,724 CO₂ 換算 kt (1990 (平成 2) 年度) 52,542 CO₂ 換算 kt

(取り組み方向) 省資源・省エネや緑化の推進とともに新エネの導入を促進します。

「地球温暖化対策地域推進計画」に基づく対策の推進

- ・太陽光発電の導入促進など
- ・民間資金活用型 E S C O 事業の普及促進

民生部門においては、府民参加による「大阪エコアクション宣言」などによる啓発を行うとともに、グリーン購入による省エネ型家電製品、OA 機器の普及を図ります。

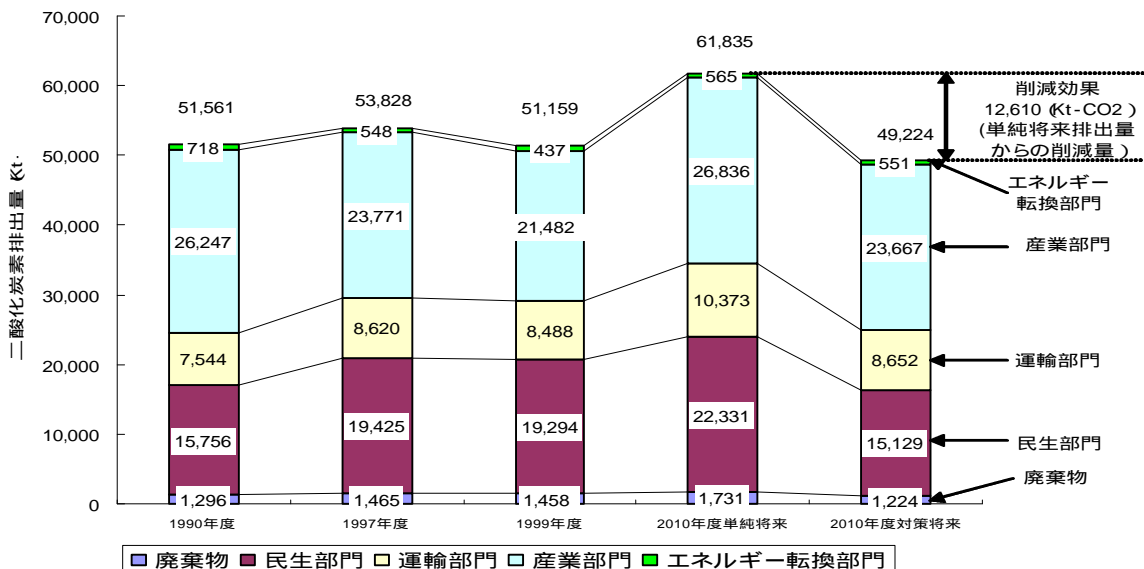
また、国や民間の助成制度を活用し、太陽光発電をはじめとする新エネルギーの導入を促進します。あわせて、民間資金活用型 E S C O 事業による府有施設での省エネルギー化を図るとともに、府の事業手法を確立し、市町村や民間施設への E S C O 事業の普及を図ります。

ヒートアイランド (都市の高温化) 対策の推進

- ・建築物屋上緑化の推進・助成、地表面被覆の改善

都市公園の整備はもとより、助成制度を活用し屋上緑化を推進するとともに、容積率の緩和などによる屋上緑化の誘導策について検討するなど、ヒートアイランド現象の緩和に努めます。

温室効果ガスの大部分を占める CO₂ 排出量の推移(大阪府内)



健康

自動車公害、廃棄物処理、水質汚濁、有害化学物質対策が重要です。

1 自動車公害の防止

(目標) 2010 (平成 22) 年度までに大気汚染の環境基準を概ね達成させます。

(取り組み方向) ディーゼル車を中心とした発生源対策を重点的に進めます。

低公害車の普及促進

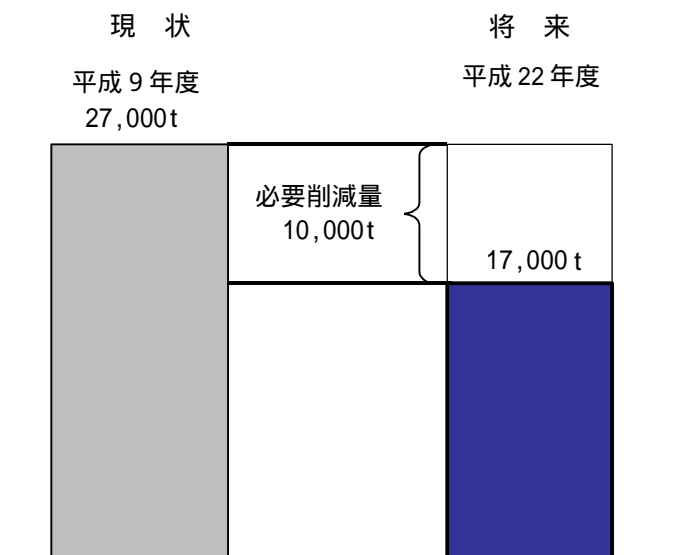
低公害車やLEV-6 (京阪神六府県市が指定する低排出ガス車) の低公害車の普及を促進します。そのため、融資・助成制度を活用するとともに、公用車についても計画的な低公害化をすすめます。また、物品の配送に際し環境負荷の少ない車の使用を求めるグリーン配送を府が率先実施するとともに、民間事業者への普及を促進します。

事業者に対する指導の強化

低公害車の導入や輸送効率の向上等についての事業者指導を徹底します。また、ユーザーの意識向上を図るため、新車の販売に際し、排ガス性能等の環境情報の提供・説明を自動車販売者に義務づけること等を検討します。

交通流・交通量対策 (環状道路の整備・立体交差化等)

自動車排出NOx削減目標量



2 廃棄物の適正処理

(目標) 不法投棄等を撲滅し、大阪をきれいな環境都市にします。

(取り組み方向) 不法投棄等の撲滅に向けた取り組みを重点的に進めます。

不法投棄等の撲滅

産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理の撲滅を図るため、排出事業者や処理業者に対し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付の徹底や適正処理の指導などを強化するとともに、優良な処理業者を育成する方策の検討を進めます。

また、不法投棄の取り締まりを徹底するとともに、「産業廃棄物不適正処理対策会議」等を活用し、警察や市町村等と連携したパトロールの強化や情報の共有化により迅速な対応を図るなど未然防止に努めます。

条例の制定(再掲)

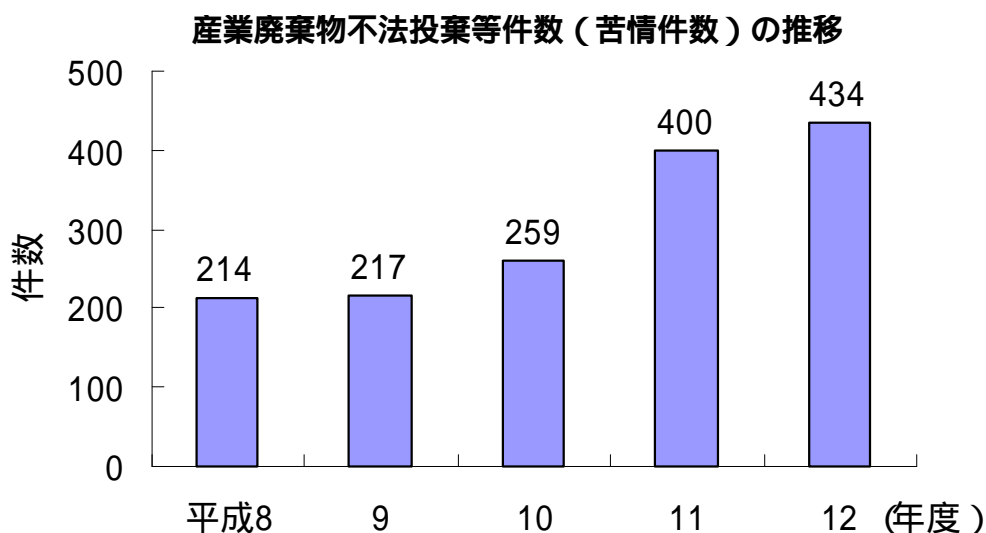
廃棄物処理施設の整備促進

PCB 廃棄物対策の推進

PCB 廃棄物処理計画の策定、環境事業団による処理施設の整備促進など、早期処理を推進します。

最終処分場の確保（フェニックス計画の推進）

「大阪エコエリア構想」の推進（再掲）



3 水環境の保全

(目標) 2010 (平成 22) 年度までに河川水質の環境基準を概ね達成させます。

(取り組み方向) 河川などの水質汚濁の主な原因である生活排水対策を重点的に進めます。

第 5 次水質総量規制の実施

大阪湾への流入負荷量を削減するため、COD の総量規制を強化するとともに、植物プランクトンの増殖による有機汚濁 (内部生産) の原因となる窒素・りんについても総量規制を行います。

生活排水対策 (下水道事業、合併浄化槽設置等) の推進

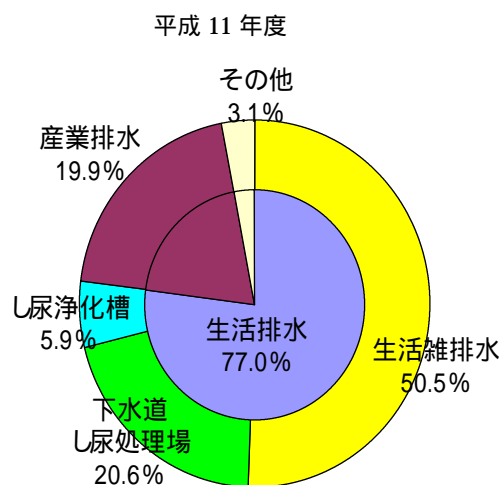
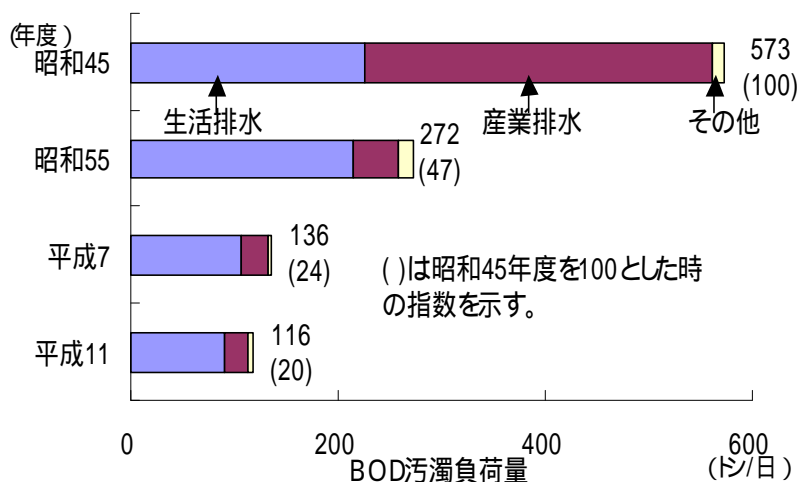
生活排水を適切に処理するために、下水道や合併浄化槽などを地域の実情に応じて適切に選択し、生活排水処理施設の効率的な整備を促進します (2010 (平成 22) 年度までに生活排水処理率の 100% 達成をめざします)。

また、河川の自浄作用を向上させるために、川床に礫 (れき) を敷きつめて水を広く薄く流すなどの対策を進めます。

さらに、河川や大阪湾の水質改善に向けて、下水処理の高度化を進めます。

下水道の高度処理水の有効利用の推進

河川水質 (BOD汚濁負荷量) の推移



4 有害化学物質による環境リスクの低減・管理

(目標) 2005(平成17)年度までにダイオキシン類の排出量(平成12年度)を約4割削減します。

(取り組み方向) 事業者の自主管理の改善による排出抑制を促進します。

化学物質に係る自主管理の改善の促進

P R T R法に基づき有害化学物質の排出量などの把握・公表を行うとともに、事業者に対して排出抑制のための助言・指導を行います。また、事業者有害化学物質の管理・排出状況に関する情報の公開を促すとともに、化学物質の取り扱いの改善により排出削減に貢献した優良事業所の公表・表彰を行うなど、事業者の自主管理の改善を促進します。

化学物質に関する知見・情報の充実と環境リスクの管理

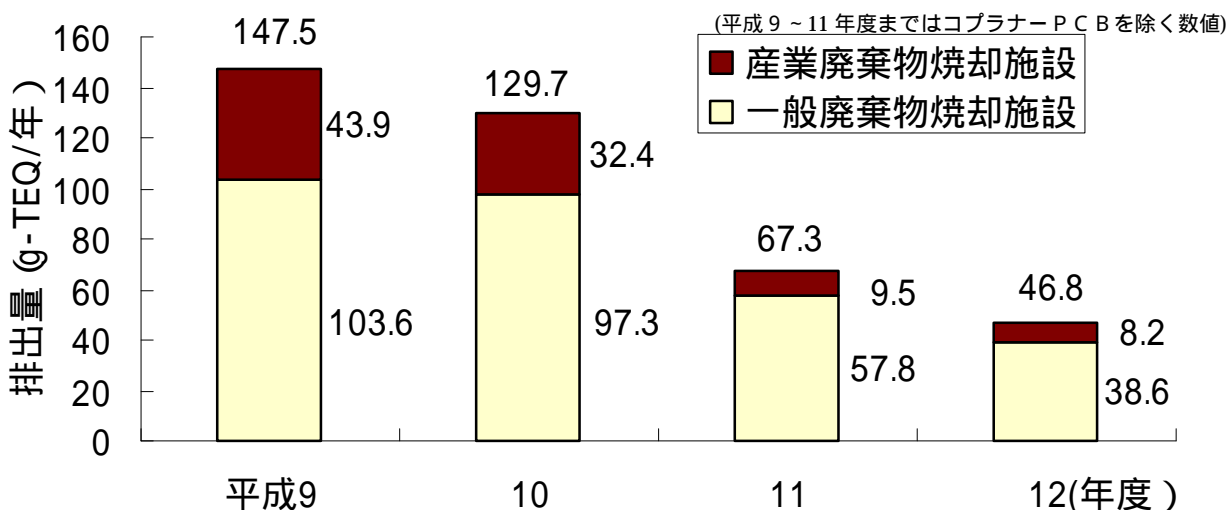
環境ホルモンや有害化学物質の環境モニタリング調査を実施するとともに、知見の集積に努め、その情報を府民に提供します。

また、府域の地域特性に応じた有害化学物質の管理手法を確立するとともに、有害性の優先順位が高い化学物質から排出抑制を図るなど、環境リスクの低減に努めます。

土壌汚染対策の制度化

(未然防止、早期発見・早期措置のための土壌調査)

廃棄物焼却施設から排出されるダイオキシン類の排出量の推移



共生・魅力

大阪はみどりが少ないことから、みどり環境の創出に向けた取り組みが重要です。

自然環境の保全・回復・創出

(目標) 府民が自然環境を通じて心の豊かさ、うるおいを実感でき、自然と共生する社会の実現をめざします。

(取り組み方向) 都市と自然が共生する魅力ある地域づくりに向け、地域住民の参加によるみどり環境の創出を進めます。

府立自然公園の指定拡大

○公園、学校等におけるビオトープ整備の推進

森林・農空間・水辺のランドデザインの策定

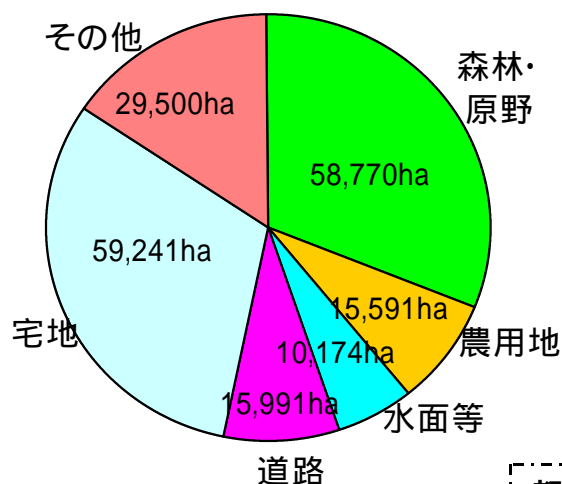
大阪エコエリア構想における「共生の森」づくり

森林・里山保全活動(里山トラスト事業)の推進

市街地の緑化推進(都市公園の拡充及び屋上緑化の推進)

エコロジカル(水とみどりの)ネットワークの推進

府内の土地利用の状況(平成11年)



大阪を取り囲む周辺山系の“みどり”と大阪湾や多くの河川の“水”などの自然空間のネットワーク化を図り、身近な自然の息吹を“まち”に吹き込みます。このため、府民参加による森林保全活動の推進やビオトープ整備をはじめとする緑の拠点の確保、ビルの屋上・壁面を利用した緑化の推進に努めるとともに、「水都大阪」の再生に向けた川づくりやベイエリアでの樹林等の整備、干潟や藻場の保全・創造を進めます。

都市公園の開設面積(平成11年度末) ... 4,197ha

参加

循環型社会の構築には、環境に配慮したライフスタイルや経済社会システムへの変革が重要です。

環境配慮のための仕組みづくり

(目標) 環境に配慮したライフスタイルや事業活動を活発化させます。

(取り組み方向) すべての主体が環境配慮の行動を自主的積極的に取り組むとともに、パートナーシップをもって取り組めるよう環境配慮のための仕組みをつくりまします。

府民、事業者、環境NGO・NPOと行政とのパートナーシップによる環境保全活動の実施（環境パートナーシップの構築）
学校における環境教育・環境学習の推進

学校における環境学習プログラムの作成や「総合的な学習の時間」等を活用して、環境NGO・NPOの派遣システムを整備するなど、子どもたちが環境問題に自主的に取り組んでいけるよう支援します。

総合的な環境情報システムの整備

実践活動に役立つ幅広い環境情報の提供や環境NGO・NPOなど各主体の交流を促進するため、双方向の環境情報ネットワークを構築します。

環境影響評価制度の推進・拡充（戦略的環境アセスメント）

エコビジネス振興のための支援（環境技術のコーディネート）

エコビジネスに役立つ新たな環境技術について産・学・官共同による調査研究を進めるとともに、環境技術のコーディネートによりエコビジネスに取り組む事業者へ情報や技術支援を行ってまいります。

「府庁率先行動計画」の策定及び「環境配慮のための行動指針」の普及

環境情報発信拠点等の整備

環境教育・環境学習の推進や総合的な環境情報システムの整備、さらにエコビジネス振興のための支援等を総合的かつ効果的に推進するため、既存の大阪府公害監視センターの機能を再構築し、環境情報の総合的な拠点施設「大阪府環境情報センター」を整備します。

府の率先行動の拡大

この環境総合計画を推進する立場にある府は、すべての主体の模範でなければなりません。自ら事業者・消費者という立場から環境マネジメントシステムの確立、グリーン購入の推進など率先実行を拡大します。

府庁率先行動計画の策定

あらゆる事務事業に環境配慮を徹底することをめざし平成 14 年度に新たな率先行動計画を策定し、これまでの取り組みのさらなる拡大を図ります。

エコエネルギーの導入

府が率先して府有施設に太陽光発電などの新エネルギーや ESCO 事業を導入する取り組みを進めます。

ESCO 事業：府立母子保健総合医療センター（H13）

太陽光発電：農林技術センター（H13）、安威川流域下水道中央処理場（H13）、
三島浄水場（H14）、紀泉ふれあい自然塾（H15）

森林バイオマス：木質資源利用ボイラー（H14）

コージェネレーションシステム：警察本部棟（仮称）（H14）

大阪府職員環境ボランティア活動の推奨

府職員自らが率先して環境ボランティア活動に積極的に参加するよう推奨していきます。

環境マネジメントシステムの確立・グリーン購入の推進

平成 11 年 2 月に本庁舎、同年 8 月に村野浄水場で ISO14001 の認証取得をしています。今後、府が率先して環境マネジメントシステムの導入拡大を行い、事業者等への取り組みを促進していきます。また、「大阪府グリーン調達方針」により、府におけるグリーン購入の一層の推進を図ります。

府有施設の緑化推進

府有施設については、「大阪府施設緑化基準」に基づく緑化の推進に取り組んでいます。特にスペースに限りのある市街地においては「屋上緑化」などスペースの有効利用による施設緑化についての取り組みを進めます。

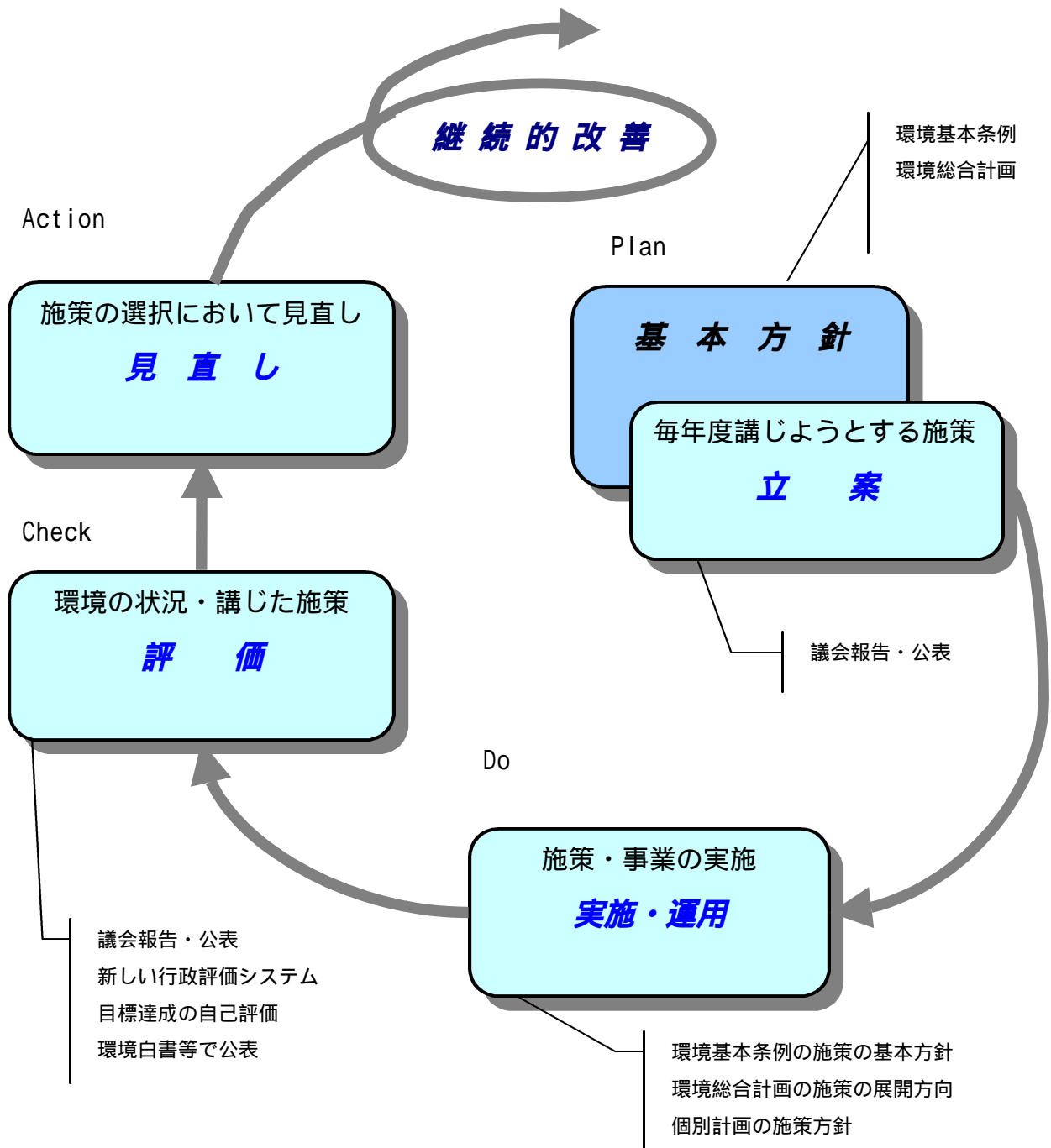
普及モデルとして府庁本館屋上に屋上庭園の整備（H13）

公用車の低公害化

府公用車に天然ガス車や LEV-6 等の低公害な自動車を率先導入します。ディーゼル車については原則として平成 13 年度中に全車両の低公害化を図り、ガソリン車も新規登録から 13 年を超える車両は低公害化を図ります。

計画の効果的推進

この計画の目標達成に向け、効果的かつ継続的な改善ができるよう進行管理・点検システムの具体化を図ります。



環境配慮のための行動指針の普及・啓発

府民一人ひとりの日常生活や事業活動を営む上で必要な環境配慮について理解と実践を喚起するため、「環境配慮のための行動指針」を掲げ、その普及・啓発を図ります。



大阪府環境農林水産部 平成 14 年 3 月発行
〒540-8570 大阪市中央区大手前 2 丁目 / TEL06(6941)0351